

横浜市資産指令第1019号
平成30年8月1日

許可番号 第05620032988号

産業廃棄物処分業許可証

住所 神奈川県横浜市金沢区鳥浜町12番13号

氏名 有限会社 大成金属
代表取締役 桑原 吾一 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

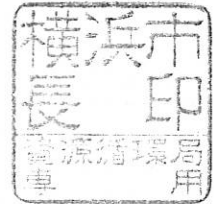
横浜市長 林 文子

許可の年月日

平成30年8月1日

許可の有効年月日

平成35年7月31日



1. 事業の範囲

中間処理

(1) 圧縮：廃プラスチック類、紙くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず以上4種類

(2) 破碎：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上3種類

(3) 切断：廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず以上4種類（上記物は、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く）

2. 事業の用に供するすべての施設

事業の用に供する施設の所在地

神奈川県横浜市金沢区鳥浜町12番27 外1筆

処理施設の概要

(1) 圧縮施設 1基 (2.4t/日)

設置年月日：平成10年8月1日

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上4種類

(2) 破碎施設 1基 (0.8t/日)

設置年月日：平成10年8月1日

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上3種類

(3) 切断施設 1基 (1.44t/日)

設置年月日：平成10年8月1日

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上4種類

3. 許可の条件

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

(1) 中間処理に伴う産業廃棄物の保管量は、180.32m³以内とする。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成10年 8 月 1 日 新規許可

平成30年 8 月 1 日 更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無